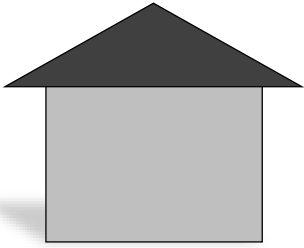
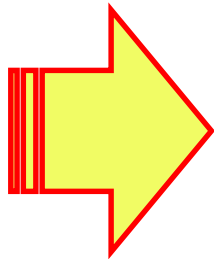


Q. 準防火地域に指定されても、現存の建物のまま住み続けられるのか？

準防火地域の仕様でない建物



そのまま住み続けることができます



建替えなどの建築行為を行う際には、  
準防火地域の仕様としなければなりません

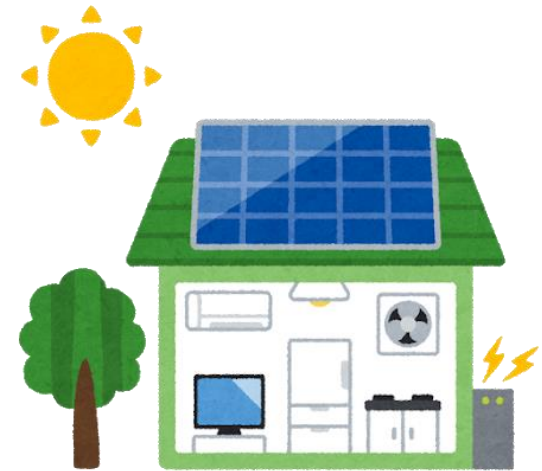
## Q. 準防火地域仕様の建物に建替える際、補助金はあるのか？

準防火地域の指定による建替えのための市の補助制度は現在ございませんが、

準防火地域に限らず、

- **ブロック塀等撤去工事等にかかる費用**
- **生け垣新設の造成費**
- **太陽光発電機器及び燃料電池コージェネレーション機器（エネファーム）設置費**
- **昭和56年以前建築の木造住宅で耐震診断（無料）の結果、耐震性に欠ける住宅の耐震改修・除却費 等**  
一部補助制度がございます

詳しくは市の担当部署にお問い合わせください



**Q. 容積率を緩和すると、風通しや日当たりが悪くなるのではないか？**

建物のボリュームは大きくなりますが、併せて導入する敷地面積の最低限度100㎡により、敷地の細分化を防ぎ、防災性の向上とともに、風通しや採光などを確保し、良好な住環境の維持を図ります。

